

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第66回

中国物流分野に対する外資参入規制の緩和 ～外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法の改正から～

黒田法律事務所
萱野純子、藤田大樹

2001年12月のWTO加盟時の約束に従い、中国の様々な分野において外資の参入制限が撤廃されてきた。物流分野も例外ではなく、国際貨物運輸代理業に対する外資の参入規制が徐々に撤廃されてきたが、2005年12月、「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」が改正され、公布・施行されたことにより、外資企業であっても原則として内国民待遇を受けることができるようになった。このように国際貨物運輸代理業に対する外資の参入規制が大幅に改善されたため、中国物流分野での外資企業の活躍が今後期待される。本稿では、今回の改正を踏まえて、中国における国際貨物運輸代理業への外資の参入について検討したい。

一 外商投資国際貨物運輸代理企業の設立条件

Q1: 日本企業A社は、従来から、中国の国際貨物運輸代理業の分野に進出したいと考えてきましたが、今回の「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」の改正を受け、その投資方法等につき再検討しようと考えています。

(i) A社が、単独で出資して中国に外商独資企業B社を設立し、B社が国際貨物運輸代理業を営むことは可能でしょうか。その場合、出資者であるA社には何らかの資格が要求されるでしょうか。A社が中国企業C社と共同で出資して合弁企業を設立する場合はどうでしょうか。

(ii) 資本金はいくら以上必要でしょうか。

(iii) 経営期間について何らかの制限はあるでしょうか。

A1:

(i) A社が、単独で出資して中国に外商独資企業B社を設立し、B社が国際貨物運輸代理業を営むことは可能です。また、A社の単独出資、中国企業C社との共同出資を問わず、出資者には何らの資格も要求されません。

(ii) 海上国際貨物運輸代理業務を営む場合は500万人民元、航空国際貨物運輸代理業務を営む場合は300万人民元、陸路国際貨物運輸代理業務又は国際速達業務を営む場合は200万人民元が最低資本金として必要とされています。

(iii) 経営期間については、外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法上何らの制限もありませんが、一般的には通常の外商投資企業と同様、30年が上限となるものと思われます。

(1)「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」の改正の経緯

2001年12月、中国は、WTOに加盟するとともに、「外商投資国際貨物運輸代理業管理規定」

を公布し、国際貨物運輸代理業に対する外資の参入規制を緩和しはじめた。

2002年12月には、「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」(以下「旧法」という)が公布され更に規制は緩和されたが、内国民待遇にはほど遠く、中国における国際貨物運輸代理業の経営を検討している外国企業にとっては満足のいく内容ではなかった。

その後、2003年に、中国政府・香港政府間及び中国政府・マカオ政府間で「経済貿易緊密化協定」(CEPA)が締結されたことを受けて、『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』の補充規定(以下「補充規定」という)が制定され、「サービス提供者」と認定される香港企業及びマカオ企業については大幅な参入規制の緩和が行われた。

そして、2005年12月、新しい「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」(以下「新法」という)が公布・施行されたことにより、外資一般についてもほぼ全面的に参入規制が撤廃されることになった。

(2) 独資企業による設立の許可

旧法では、外商投資国際貨物運輸代理企業について、独資企業設立の可能性については言及しているものの、その申請を具体的に受理する時期については別途対外貿易経済合作部(現・商務部)が公布することとされていた(4条2項)。

ただ、2004年1月1日以降は補充規定の施行に伴い、「サービス提供者」として認定される香港企業及びマカオ企業であれば、外商投資国際貨物運輸代理企業について独資企業の設立も認められることになったため(補充規定1)、「サービス提供者」を経由して独資企業を設立する日本企業もみられた。

しかし、新法では、外国企業一般に対して、外商投資国際貨物運輸代理企業について独資企業の設立を認めたため(5条2項)、今後も「サービス提供者」を経由して出資するかどうかは、ビジネス上の判断に委ねられることになった。

(3) 最低資本金

旧法においては、外商投資国際貨物運輸代理企業の登録資本金は最低100万米ドルとされていたが(7条1号)、新法では、外商投資国際貨物運輸代理企業の最低登録資本金について、内国民待遇を受けることができることとなった(6条2項)。具体的な基準は、国際貨物運輸代理業管理規定(1995年6月29日公布、施行)によれば、以下のとおりである(8条)。

- ① 海上国際貨物運輸代理業務を経営する場合:500万人民元
- ② 航空国際貨物運輸代理業務を経営する場合:300万人民元
- ③ 陸路国際貨物運輸代理業務又は国際速達業務を経営する場合:200万人民元

(4) 経営期間

旧法では、外商投資国際貨物運輸代理企業の経営期間は一般に20年を超えないものと規定されていたが(10条)、新法ではこのような制限が撤廃された。従って、外商国際貨物運輸代理企業であっても、通常の外商投資企業と同様、その経営期間は、一般的には30年が上限となるものと思われる(『「中外合弁経営企業の合弁期限暫定規定」を実施する関連問題に関する対外経済貿易部の通知」参照)。

二 外商投資国際貨物運輸代理企業の設立手続

Q2:

(i) 日本企業A社は、今後、中国において、外商投資企業を設立し国際貨物運輸代理業の分野に参入したいと考えています。どこに対してどのように申請すればよいのでしょうか。また承認までどの程度の期間を要するのでしょうか。

(ii) 中日合弁企業であるX社は、2年前から、中国の甲省を中心に、国際貨物運輸代理業を営んできましたが、今回、乙省の方面にも進出したいと考えています。そこで、乙省に、X社の分公司を設立したいと考えていますが、可能でしょうか。可能な場合、その設立審査許可手続について教えてください。

A2:

(i) A社は、省レベルの商務主管部門に対し申請書類を提出して申請する必要があります。その場合、原則として同部門が、全ての申請書類を受領した後30日以内に、同意又は不同意を決定することになります。但し、国際速達業務等一定の業務に従事する場合は、申請書類を受領した省レベルの商務主管部門が、受領後15日以内に、初歩審査を行ったうえで商務部に提出し、商務部が受領後60日以内に、同意又は不同意を決定することになります。

(ii) X社が開業してから既に満1年を経過していますので、同社の登録資本が既に全て払い込まれていれば、原則として50万人民元を増資することを条件に、乙省にもX社の分公司を設立することができます。その場合、原則として、甲省の商務主管部門に対し申請書類を提出して申請し、同部門が分公司の設立予定地である乙省の商務主管部門の同意意見を取得の上、許可をすることになります。

(1) 審査許可手続

外商投資国際貨物運輸代理企業の設立に関して、すべて対外貿易経済合作部(現・商務部)及びその授権機関が審査許可していた旧法とは異なり、新法では、国際速達業務(審査許可機関は商務部)以外については、原則として省レベルの商務主管部門が審査許可を行うため(3条)、申請者は、省レベルの商務主管部門に対し以下の申請書類を提出し、同部門が、全ての申請書類受領後30日以内に、同意又は不同意を決定することになる(9条、10条)。

- ① 申請書
 - ② プロジェクトフィージビリティスタディ報告書
 - ③ 外商投資国際貨物運輸代理企業設立の契約書、定款(外商独資による設立の場合は、定款のみでよい)
 - ④ 董事会構成員リスト及び各当事者の董事派遣書
 - ⑤ 工商部門が発行した企業名称の事前審査許可通知書
 - ⑥ 投資者所在国又は地域の登録登記証明文書及び資産信用証明文書
- * 上記のほか、一般の外商投資企業の設立申請に必要なとされる書類(例えば、事務所の使用証明等)についても、実務上要求される可能性があるため、事前に審査許可部門に確認すべきである。

但し、省レベルの商務主管部門の審査許可権限を超える場合(国際速達業務に従事する場合、または投資総額が1億米ドル以上の奨励類、許可類のプロジェクト、5000万米ドル以上の制限類プロジェクトに該当する場合[外商投資プロジェクト審査許可暫定管理規則参照]など)には、申請者から上記の申請書類の提出を受けた省レベルの商務主管部門は、上記全ての申請書類受領後15日以内に、初歩審査を行ったうえで商務部に提出し、商務部は受領後60日以内に、同

意又は不同意を決定することになる(10条)。

(2) 分公司設立条件と手続

A 設立条件

外商投資国際貨物運輸代理企業は正式に開業した後満1年を経過し、かつ登録資本が全て払い込まれた後、中国国内のその他の地域に分公司を設立することができる(11条1項)。同様の設立条件は旧法や国際貨物運輸代理業管理規定実施細則にも存在しており、新法でも変更はない。

また、分公司の設立のためには、一社あたり50万人民元の増資が必要となるが(旧法では、分公司一社あたり12万米ドルの増資が必要であった)、登録資本が最低登録資本金を超えている場合、超過部分を支店設立の増資とすることができることにもなった(11条2項)。

B 設立手続

申請者は、原則として、本社所在地の省レベルの商務主管部門に対し以下の書類を提出して申請し、同部門が分公司の設立予定地の商務主管部門の同意意見を取得の上、許可をする(12条、13条)。

- ① 申請書
- ② 董事会決議書
- ③ 増資する場合、増資に関する董事会決議書、増資についての合弁契約及び定款の修正協議書(外商独資の場合、定款の修正協議書のみでよい)
- ④ 企業出資検査報告書

但し、省レベルの商務主管部門の審査許可権限を超える場合には、申請者から上記の申請書類の提出を受けた省レベルの商務主管部門は、上記全ての申請書類受領後15日以内に、初歩審査を行ったうえで、上記申請書類及び分公司設立予定地の商務主管部門の同意意見書を商務部に提出し、商務部は受領後60日以内に、同意又は不同意を決定することになる(12条)。

C 罰則

旧法では、虚偽出資、登録資本の不正引出等の違法行為により審査許可機関を欺罔して支店の設立許可を取得した場合、関連法規による処罰以外に、審査許可機関はその支店の「国際貨物運輸代理企業批准証書」を取り消すことができた(11条)。これに対し、新法では、増資を必要としない場合があることもあって、このような罰則が削除された。しかし、新法でも、「外商投資国際貨物運輸代理企業は中華人民共和国の法律、行政法規及び関連規定を遵守」しなければならないことは明らかであり(4条)、上記のような虚偽出資などが認められているわけではない。